

2023年度事業計画

法人経営方針

新型コロナウイルスについては引き続き感染拡大防止の徹底に努めるが、今後、国における感染症法の分類見直し等を見極めて、利用者に対するサービス向上に向けた積極的経営に舵を切る。

また、今年度は新たに第2次経営計画をスタートする年となる。法人の直面している課題や経営状況を職員と共有し、職員一丸となって計画に取り組むとともに、以下の取り組みによって確固とした経営基盤を構築する。

- (1) 高占床率の維持
- (2) 外来診療件数の増加
- (3) 各種事業における登録者数及び参加者数等の増加
- (4) 各種加算及び補助金等の積極的活用
- (5) 職員の効率的配置と超過勤務の縮減
- (6) 光熱水費の縮減

I 法人本部事務局

1 適正かつ効率的な法人経営等

理事会及び評議員会への時宜に応じた情報提供を行い、様々な意見や評価等を法人経営や施設運営に反映するとともに、内部通報制度や内部監察の実施等によって自浄作用を機能させて、適正かつ効率的な法人経営や施設運営を図る。

[主な年間スケジュール]

6 月	第1回理事会	定時評議員会	第2回理事会
9 月	内部監察の実施		
11 月	第3回理事会	第2回評議員会	
3 月	第4回理事会	第3回評議員会	

2 第2次経営計画の確実な進捗管理

2023～2025年度の第2次経営計画を開始させ、計画の進捗状況を的確に把握するとともに、各取り組みの成果を評価することによって、経営計画の着実な実施を図る。

- | | |
|------|------------------------------|
| 6 月 | 第 1 回理事会及び定時評議員会において報告 |
| | ・ 第 1 次経営計画（中期経営計画）の達成状況 |
| | ・ 第 2 次経営計画の 2023 年度進行スケジュール |
| 11 月 | 第 3 回理事会において報告 |
| | ・ 2023 年度上半期の第 2 次経営計画の進捗状況 |

3 人材の確保・育成・定着

(1) 各施設の安定的な運営を支える職員の採用・確保

各施設の安定的な運営体制を確保するため、2024 年度の要員確保に向けた活動を進めるとともに、随時、欠員補充のための職員採用を継続して行う。特に採用困難となっている生活支援員については、法人及び各職場の魅力を広く紹介するなど、引き続き各施設と連携し計画的・効果的な確保策を検討・実施する。

(2) 時代に適した人材育成策の実施・検討と第 2 次経営計画の推進

新たな経営計画の実施に必要となる「人財」を育成するため、体系的な研修制度や選択肢の豊富な学習支援策を構築する。

目標達成のため、第 2 次経営計画に定めた資格取得支援制度の創設等、具体的な取り組みを推進していく。

(3) より働きやすい職場づくりに向けた取り組み

ワークライフバランスのとれた働きやすい職場づくりを進めるため、引き続き年次有給休暇の取得促進、長時間勤務の抑制などの取り組みを進める。また、職員の健康管理に資するため、ストレスチェックの結果に基づき個別のアドバイスができる仕組みを導入する。

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場環境とするため、引き続き、職員への一層の周知・啓発、相談体制の充実・強化等に取り組む。

- | | |
|-----|---------------|
| 4 月 | 学習支援策の構築 |
| | 資格取得支援制度の創設 |
| 6 月 | セルフチェックシステム導入 |

Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

1 全体目標

今後もしばらくの間、新型コロナウイルスが繰り返し変異・流行することが予想される中、我々が目ざす医療・福祉サービスを継続して発展させることは、重要な責務である。そのために、業務運用の見直しと新たな設備などの導入の両面から業務の改善・効率化を進め、感染状況の如何に関わらず無理なく業務できる職場環境を目ざす。また、感染防止策を徹底して施設利用者や職員の衛生安全を確保した上で、長期に至っている入所生活上の不便を軽減し、入所者の QOL の改善に努める。医療型障害児入所施設の入所児童には、18 歳以降の移行支援を行政機関と連携して行い、本人が望む社会生活を送れるよう将来に向けて支援する。さらに、縮小している地域交流などの回復にも努め、地域社会に親しまれるセンター港南を目ざす。

入所児者の健康維持・増進のため、本年度は骨密度測定装置（DEXA 法）とベッドサイド脳波モニター装置を検討し、頻度の多い骨粗鬆症に伴う骨折とてんかん発作重積の治療に役立てる。先進的なリハビリテーション訓練を目ざし、入所者・外来患者への十分な訓練の提供に努める。

センター港南に対して、ますます在宅支援に関する医療・福祉サービスの強化が求められている中、需要に応じた短期入所の稼働に努める。また、近い将来に生活介護事業・放課後デイサービス事業を実施することを念頭に置き、日中活動を量・質共に強化し、人材確保に努め、これらの在宅支援事業を円滑に開業できるように準備する。また、喀痰吸引・経管栄養等の研修事業を実施し、医療的ケアを行える人材の育成に貢献する。

センター港南の先進的な医療・福祉を各種学会・研修会等で報告し、職員の育成、新たな人材確保への貢献、障害医療福祉の発展に努め、センター港南の社会的価値を高めてゆくことに努める。

2 運営事業の指針

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染防止策を徹底して施設利用者や職員の安全と健康を確保の上、各種医療福祉サービスを安定的に提供する。また、長期に至っている入所生活上の不便の軽減、地域交流の回復に努める。

(2) 職員にとって働きやすい職場環境の整備

全ての職員が意欲をもって業務遂行できるように、業務の改善や効率化を進め、職場環境の整備に努める。また、老朽化システム機器を更新し、業務効率の向上を図る。

(3) 在宅支援サービスの充実

需要に応じた短期入所の稼働に努める。また、生活介護事業・放課後デイサービス事業などの在宅支援事業の開業準備に着手する。

(4) 人材確保の推進

センター港南での先進的な医療・福祉を各種学会・研修会等で数多く報告し、新たな人材確保へつなげると共に、センター港南の社会的価値の向上に努める。

(5) 高収益・低コストの経営意識

「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事する。

3 数値目標

事業名	2023 年度目標（前年度目標）	
外来診療	119.5 名/日	(108.5 名/日)
長期入所	142.1 名/日	(上半期 131.0 床/日) (下半期 141.1 床/日)
短期入所	14.0 床/日	(上半期 11.8 床/日) (下半期 15.7 床/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

- (1) 感染対策に努め、安全・安心な医療・福祉サービスの提供を目指す。
 - (ア) 職員・利用者の予防接種を積極的に行う。
 - (イ) 職員・利用者家族・ボランティアへの感染対策指導・研修を行う。
- (2) 入所利用者に求められる先進的な医療の提供。
 - (ア) てんかん発作重積へ適切に対応するため、医療機器の導入を検討する。
 - (イ) 骨粗鬆症の評価と治療の向上を図るため、骨密度測定装置の導入を検討する。
 - (ウ) がん検診を強化する。
- (3) 外来利用者に求められる医療サービスの向上に努める。
 - (ア) 急性疾患で他院へ紹介入院した際、退院後の必要な回復期ケアを行う。
 - (イ) 休日の日勤帯における電話再診・オンライン診療の拡充を検討する。
- (4) 医療・看護水準向上のため、専門的な医療ケアチームの体制を整える。
 - (ア) 栄養サポートチーム(NST)
 - (イ) 摂食・嚥下外来
 - (ウ) 褥瘡ケアチーム
 - (エ) ACP チーム
 - (オ) 呼吸・排痰ケアチーム
 - (カ) 感染コントロールチーム(ICT)
- (5) 積極的に学会参加、報告活動を行い、人材育成と日常診療の検証・向上に努める。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

- ①多様なニーズに対応した訓練と先進的・先駆的な訓練を提供し、訓練の質を向上させる。
- ②多職種医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
- ③人材育成について三施設のリハ全体で連携し、合同研修及び勉強会を行う。

(2) 薬剤課

- ①薬物相互作用、副作用、新薬などの情報を積極的に発信し、安全で効果的な薬物療法に貢献する。また他部署と連携して安全・安心な医薬品の提供に努める。
- ②採用医薬品に対し、後発医薬品への切り替えや在庫の整理など効率的かつコストを意識した在庫管理を徹底する。
- ③感染コントロールチーム（ICT）、栄養サポートチーム（NST）に積極的に参画しチーム医療の向上に努める。

(3) 検査課

- ①検査データの精度および信頼性の向上のため、日常精度管理の励行、定期的機器の点検・整備を計画的に実施する。
- ②検査の依頼動向に合わせた検査体制をとることで、効率的な業務を実施し、検査件数の変動に支障ないように対応する。また、検査日報、月報から検査依頼件数変動を把握するとともに、市中の情勢を迅速に得ることで、検査試薬や検査キットの在庫管理を適正に行うよう努める。
- ③感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療に貢献する。

(4) 放射線課

- ①利用者の安全性のため、被ばく線量の最小化を第一に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。また、利用者に対し医療被ばくに関する情報提供、放射線業務従事者の被ばく線量管理を徹底する。
- ②検査の精度・信頼性の向上のため、検査機器の保守点検及び整備、知識及び技術の習得に努める。
- ③効率的な業務を行い、増床等による検査件数の増加に対応する。

(5) 栄養課

- ①衛生管理や食品アレルギー対策を徹底し、安心安全な食事の提供に努める。
- ②食事の質の向上を心掛け、行事食等を工夫して季節感のある献立を提供する。
- ③栄養相談や栄養サポートチーム（NST）の巡回によって、利用者の状態に応じ適切な栄養指導や増粘剤等の調整及び情報提供を行う。

(6) 臨床工学技士

- ①人工呼吸器をはじめとする医療機器を安全に管理・運用する。
- ②医療機器の適応や使用法についての情報提供を積極的に発信し、チーム医療に貢献する。
- ③医療機器の統一化や備品の管理を行い、コスト削減に貢献する。

(看護部及び生活支援部)

(居住支援部門)

- (1)安全で質の高いケアを目指し、2人介助の推進と徹底を行う。
- (2)利用者本人の意思を反映した個別支援計画の立案・実施・評価をし、本人が望む社会生活（「暮らしの場」「日中活動の場」）に向けた支援を強化する。
- (3)入所児童に対し、就学前の適切な保育・幼児教育、両親・兄弟との絆の強化や在宅復帰や移行支援を行う。
- (4)ボランティア活動・地域交流の回復に努める。

- (5) 生活支援員にとって必要な医療的ケアの研修を行い、安全に提供する。
 - (6) ACP のあり方を検討し、施設内に臨床倫理的な考え方を構築する。
 - (7) 生活支援・看護を学問体系にしていくことを自覚し、日常業務のなかでの研究的取り組みを行い、報告を行う。
 - (8) 喀痰吸引等第 3 号研修の企画・運営（横浜療育医療センターと協働）をする。
- (在宅支援部門)

(1) 医療福祉相談室

① 初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、相談内容により診療部・外来との調整を行い初診に繋げる。施設の機能に関する利用相談および他機関への橋渡し等、利用者の困りごとに寄り添い必要な支援に繋げる。

② 短期入所調整

ニーズを把握し、稼働ベッド状況に応じて最大限の入所調整を行うと共に、新規利用希望の相談に応じ、情報集約・事前外来・体験入所等を調整の上、通常申込みに繋げる。緊急入所の依頼に対応し、速やかに診療部・入所棟との調整を行う。

③ 新長期入所調整

施設と行政が速やかに検討に入れるよう、利用者の選考に関わる情報整理に努める。関係機関・入所棟と連携して、入所者およびご家族が安心して入所日を迎えられるよう支援する。

④ 指定特定相談支援事業の拡大

サービス等利用計画（計画相談）の要望を把握し、地域ニーズに応えていけるよう業務拡充もふまえ体制整備を行う。

⑤ 委託事業「二次相談支援事業」

横浜市からの委託を受けて、重症心身障害児者への専門性を活かして相談対応する。地域の支援機関（基幹相談支援センター、区役所、学校、通所先等）をはじめとした支援者サポートに努める。

⑥ 外部向け講座等の企画開催

とちのき講座や出前介護講習の企画及び運営を検討する。

(2) 外来課

- ① 感染対策を徹底して利用者及び職員に安全な診療に取り組む。
- ② 外来受診者・短期入所者の個々の実情を把握し、複数の部門・診療科が連携して適切にサービスできるよう貢献する。

(安全管理室)

- (1) 全職員が感染予防を理解・実行できるようにする。感染コントロールチーム (ICT) が中心となり、コロナ感染症等の動向を注視し、院内感染等の管理を徹底する。
- (2) 発生したインシデント・アクシデントを分析し、「安全レター」を通じて、その対策を全職員に周知し、医療事故の発生防止に努める。
- (3) 施設内の安全衛生のため定期的な巡視を行い、5S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）

に取り組む。

(管理部)

- (1) 第2次経営計画に係る必要な設備・用度調達等の予算及びスケジュールの適切な管理を行う。
- (2) 新型コロナウイルス等感染状況の変化に応じた迅速な対応ができるよう、衛生材料の在庫管理を徹底する。
- (3) 敷地外周の擁壁修繕工事を円滑に進行するため、工程管理を徹底し、年度内の竣工を目指す。
- (4) 財務体質の健全化、経費節減を行うため、委託業務の内容や契約期間等を見直すとともに物品の価格及び使用量の低減化を図る。
- (5) 人材確保と労働環境の改善として、恒常的な人材不足の解消を図るため、定期的な見学会の開催や学校訪問などを計画的に実施し、職員の確保を目指す。
また、職員の健康維持向上を図るとともに、ワークライフバランスの観点から、適切な業務管理、効率化を図る。

Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

1 全体目標

法人および当センターの基本理念と基本指針の下、長期利用者の彩りある生活と在宅利用者へのきめ細やかな支援、ならびに職員満足度の向上を目標に事業の安定的運用を目指す。

具体的には優先順に、職員の人材確保・育成の強化と離職の防止、新型コロナウイルス感染症への対応、長期入所者の日中活動の強化、在宅支援事業の流動的な運用、などを重点目標として事業指針を立案する。

2 運営事業の指針

(1) 人材確保と育成の強化および離職防止策の策定

毎年度、様々な方法を用いて積極的に職員募集を行ってきたが、職員の欠員は埋まらない状況が続いている。特に生活支援員と看護師の定員が充足せず、むしろ欠員は徐々に増加傾向にあり、既に在宅支援事業の縮小を余儀なくされている。このままでは当センターの事業の核である居住支援部門（長期入所）を安全に維持することも困難になる状況と捉え、新たな発想で雇用を促進する方法を考案する。またここ数年、就職後早期に退職する職員が目立っており、その原因を分析して離職防止に努める。各職員が当センターで働くことを誇りに思えるように、共通の目的意識を育み、働く喜びを感じられる職場風土を醸成したい。

(2) 危機管理体制の構築の継続 ＜新型コロナウイルス感染症対策と災害時 BCP＞

過去 3 年間にわたって利用者サービスを制限せざるを得なかった新型コロナウイルス感染症は、今年度、感染症法上の類型が 2 類から 5 類に引き下げられてもその強い感染性と一定の重症化率に変化はなく、ウィズコロナ社会の中で医療福祉領域に関しては依然としてゼロコロナに近い対応が求められている。引き続き、流行状況に応じて流動的に感染対策を行う方針を維持する。

一方、昨年度から大地震を念頭に置いた大規模災害時の BCP（事業継続計画）の新たな策定に取り組んでいるが、今年度は 2 回の大規模災害訓練を予定し、更に PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善→計画→…）を回してより実質的な BCP の構築を目指す。

(3) 長期入所者の生活の質の向上

昨年度に引き続き、高齢化・重症化している利用者ひとりひとりの人生会議（Advance Care Planning : ACP）を進め、充実した生活を支える医療ケアのあり方を継続的に探っていく。一方、担当職員に欠員の多い中で、生活の質そのものを左右する日中活動をどのように充実させるかは大きな課題であり、様々なアイデアを出して試行錯誤を続ける。また家族面会や外出活動も可能な限り制限を減らして実施していく。

(4) 在宅支援事業の安全で柔軟な運用

短期入所、生活介護、放課後等デイサービスはみんぐ、外来診療、訪問看護ステーションえーる、さらに病児保育あさひ、小規模保育室ひかり等は、新型コロナウイルスの流行状況に応じて必要な対策をとりながら可能な限り通常業務を維持する。ヘルパーステーションまいは一とは極端な人員不足のために従来通りの運用が困難となり、やむを得ず今年度当初から縮小せざるを得なくなった。引き続き人員確保に努め、可能な限り早期に復旧したいと考

えている。

(5) ICT を活用した業務の効率化

昨年度、世界的な資材調達停滞のあおりを受けて実施が遅れている院内 LAN の再構築を、今年度早期に行う。職員間の情報共有の迅速化、簡便化を行い、効率的な施設運営と利用者サービスの向上につなげる。

(6) 開設 35 周年記念事業の実施

1988 年 2 月に横浜療育園として開所してから今年で 35 周年になることを記念して、マスコットキャラクターの制定、各種プロモーションコンテンツの作成など、小規模の記念事業を実施する計画を立てている。

3 数値目標

事業名	2023 年度目標(前年度目標)
外来診療	89 名/日 (86 名/日) ※98 名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	93 名/日 (87 名/日)
短期入所	8 名/日 (15 名/日)
生活介護	18 名/日 (18 名/日)
訪問看護ステーションえーる	180 件/月 (165 件/月)
ヘルパーステーションまいはーと	285 件/月 (650 件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.9 名/日 (4.9 名/日)
保育室ひかり	17 名/月 (17 名/月)
病児保育室あさひ	2.1 名/日 (2.2 名/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

慢性的な人員不足の中でも、新型コロナウイルス感染症対策の変化に対応しながら、長期入所者及び在宅利用者の生活を守るための事業を継続していく必要がある。

大規模災害や感染症など対する事業継続計画に従い、診療部としての役割を果たせるように、各部門との連携を強化して対応する。

(1) 長期入所

①利用者の医療情報のスタッフへの正確な伝達、ケアや治療の意義を定期的に確認し、日常ケアのモチベーションの維持につなげる。必要な処置が適切な頻度や程度で行われているか、常に確認しながら診療を行い、生活の質と医療のバランスに重点をおいた診療を心掛ける。

②高齢化・重症化に対応できるよう研鑽を重ねる。

③コロナ禍で不十分であった利用者家族や後見人との面談、意向確認を迅速に行い、スタッフ・家族と共に入所者一人ひとりの望む生活と医療ケアについての検討を行う

(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)。

(2) 短期入所

- ①感染対応や人員不足などによる短期入所受け入れ困難な状況が持続している中、可能な限り、短期入所病床を確保し事業継続を図る。
- ②他事業所や主治医との連携を強化する。

(3) 外来診療

- ①コロナ禍で電話再診の利用頻度が増加している。今後はオンライン診療につき、デジタル化の運用に合わせて準備していく。
- ②利用者及び保護者の高齢化に伴い、成人科との連携を図り、適切な診療科の紹介、社会資源の導入など在宅・地域生活の医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医の知識を得るため研鑽する。
- ③発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。
- ④通所及び放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。
- ⑤入所・外来にて栄養サポートチーム（NST）・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。
- ⑥歯科は新型コロナウイルス感染症への対策変化に対応しつつ、他部署と連携し、院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応えるよう努める。
長期入所者・通所の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診、たちほどがやの定期検診及び訪問ブラッシング指導は例年どおり実施する。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

- ①入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。
- ②通所の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。
- ③外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。
- ④地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム・たちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。
- ⑤3施設において安定した頻度・内容のリハビリの提供を実施する為、必要時に3施設間での業務連携、応援ができるよう体制を整える。
- ⑥人材育成については3施設が連携して行うこととし、リハチーム全体及び各部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

- ①安心・安全な薬物治療を実施するため、安定した医薬品の供給と情報提供を行う。
- ②研修・勉強会へ積極的に参加し、専門知識と技術の向上を目指す。
- ③チーム医療へ積極的に参加し、利用者のQOLの向上を目指す。短期入所の持参薬セットを引き続き行い、棟の薬剤管理業務の推進を検討する。
- ④センター内の医薬品の安全管理に努める。

(3) 放射線課

- ①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ②医療機器管理委員会と連携して、医療機器の保守点検・整備・修理などを行う。

③知識・技術の向上

④他部署との連携・協力を図り、より良い診療支援を目指す。

⑤年間を通して、健康診断（一般撮影・CT・エコー）を診療部と連携して計画的に行う。

(4) 検査課

①変化しやすい新型感染症検査の運用を、各部署と連携しながら柔軟に対応する。

②迅速で正確な検査を実施する。

③検査機器の管理と精度管理を徹底する。

④発注した試薬や物品の納入状況を確実に把握し、業務に支障をきたさないよう管理する。

⑤機器操作及び運用マニュアルを随時更新する。

⑥採血管などの定数管理を実施する。

⑦センター内における感染情報を、各部署に分かりやすく迅速に提供し、院内感染防止に努める。

(5) 栄養課

①安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。

②イベント食やリクエスト食の計画的な取入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。
また、ケトン食の提供を継続する。

③栄養サポートチーム（NST）で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。

④外来栄養指導を積極的に実施する。月平均2件、年間24件以上を目指す。

⑤地域活動支援事業の「健康相談」・「巡回相談」を実施する。

⑥放課後等デイサービス事業及び保育室とも連携する。

⑦災害、感染症拡大、大雪時でも業務継続ができるよう、給食会社とも連携して「食のBCP」を整備する。

(看護部・生活支援部)

(1) 居住支援部門

①療養介護

(ア)在宅利用者及び介護者の高齢化や利用者の重症化を考慮し、利用者への安心安全な生活保障を確保する。

(イ)教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。

(ウ)研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

(エ)個人にあった生活が提供でき、かつ職員の業務負担軽減につながる改善を行う。

(オ)感染対策の取組をした上で、面会及び外出が出来るようにする

②日中活動

(ア)長期入所者の社会参加及び生活の潤いとして感じられる活動を提供する。

(イ)短期入所者の希望者への活動の提供と支援を行う。

(ウ)長期入所者個人の年齢や健康状態を踏まえた活動を提供する。

(エ)地域社会との連携を実施し、質の良い支援を提供する。

(オ)研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

- (カ)棟職員との協力を強化することで、利用者の状態把握の共有で安心な活動を提供する。
- (キ)長期入所者の音楽療法のサポートを行う。
- (ク)棟状況、感染状況に合わせた活動の工夫を行う。

(2) 在宅支援部門

①外来看護

- (ア)外来診療・通所・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス・左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。
- (イ)チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- (ウ)重心及び発達障害児者への看護に関する研修や、他部署との連携の中で外来診療に関わる新しい情報を共有し利用者に有益な診療を提供できるようサービスに努める。
- (エ)訪問看護ステーションと連携し、相互の支援体制を継続していく。
- (オ)コロナ感染者・濃厚接触者に対し不安が広がらないよう感染対策の確実な実施、他部署との連携を取り情報共有し相談などに応じていく。
- (カ)コスト意識を持ち他部署とも連携をとりながら価格の見直しを積極的に行う。

②短期入所・入院

- (ア)センター港南と連携をとり、円滑な短期入所の運営に務める。
- (イ)空床を利用し、休日を含め最大限緊急入所に対応する。
- (ウ)レスパイト等の定期的な短期入所を確保し、在宅生活の維持に努める。
- (エ)新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、通常どおりの短期入所を受け入れしていく。

③通所

- (ア)通所数を1日平均18名以上の安定確保を目指す。
- (イ)効率的な送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。
- (ウ)利用者の重度化に伴い、医療ケアの職員研修の充実と体制整備を行う。
- (エ)計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。
- (オ)個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。
- (カ)登録者の重症化に伴い、運営体制を検討する。
- (キ)地域社会との連携、つながりを強化し、社会生活の充実を図る。
- (ク)新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、その時々最良のサービスを行う。

④医療福祉相談室

(ア)一般相談

- (ア)重度重複障害及び医療的ケアに関する相談に応じる。
- (イ)他機関と連携し、専門機関への橋渡し、共同に努める。
- (ウ)外来診療でサポートが必要な患者（家族）の診察場面に同席し、状況把握の上、

困難さに対応していく。

(イ)短期入所調整

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、利用者・家族への丁寧な説明と表示により、対策への協力依頼を継続的に実施していく。

(イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。

(ウ) 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。

(エ) 新規利用希望の相談に応じ、他機関からの情報集約・事前外来・体験入所等の調整の上、通常申込みに繋げる。

(ウ)新長期入所調整

利用者の選考に関わる情報整理に努める。

関係機関・入所棟と連携して、入所者およびご家族が安心して入所日を迎えられるよう支援する。

(エ)指定特定相談

新規利用者の希望を受け付け、重症心身障害者の計画相談ニーズに応える。

自立支援協議会及び他の相談支援事業所と連携し、地域ニーズへの役割を果たす。

(オ)退院支援

入院患者（短期入所中に治療を要した場合も含む）の退院に向け、在宅生活移行へのアセスメントを行い、在宅サービス・在宅医療への情報伝達に努める。必要時にはカンファレンスを開催し、情報の共有と支援体制づくりのコーディネートを行う。

(カ)委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

前年度同等の訪問相談及び出前講座を行う。PT 以外の職種のリクエストも受け講義を行う。

(キ)初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、外来及び診療部との調整を行う。

⑤訪問看護ステーション「えーる」

(ア)実働 5 名体制を維持することで、利用契約者数 45 名を目指す。月 180 件の訪問実績を確保する。

(イ)外来部門と連携し、相互の支援体制を継続していく。

(ウ)勤務時間をフレキシブルに活用することで、ご家族からの需要の多い、早期訪問や夕方の訪問の拡充を行う。求められる在宅支援に伝えていく。

(エ)外部研修にできるだけ参加する。関連施設にえーるのブランディングを周知することで新たな市場ニーズを獲得していく。

(オ)標準予防策の徹底に努める。感染の状況に応じ臨機応変な対策を講じることで、在宅支援を途切れさせない。

⑥ヘルパーステーション「まいはーと」

(ア)登録ヘルパーの大幅な欠員により、業務を一時的に縮小体制とする。常勤職員 4 名配置とし、月 285 件の訪問を安定させる。

(イ)医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを順次開始する。

(ウ)毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

(エ)今後も登録ヘルパーの採用募集を継続し、縮小体制の改善に努める。

⑦放課後等デイサービス「はみんぐ」

(ア)安全で質の良いサービスを提供する。

(イ)週5日、1日5名の登録と1日平均5.0名の出席運営を目指す。

(ウ)研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

(安全管理部)

(1) 新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類へ移行するにあたり、院内の医療安全を考慮した感染予防策の整備をする。

(2) 医療安全・感染対策のマニュアルの見直しを継続する。業務継続ガイドライン（BCP）（防災）についても協力して策定・改訂を行う。

(3) インシデント・アクシデントレポートの分析、改善策への取組を推進する。
インシデントレポートの一部改訂、要因の入力を可能にすることによって、より深い分析を行い、対策の立案、フードバックに役立てる。

(4) 安全・感染の視点での職場巡視を引き続き行う。インシデント報告などから重点項目を設定して巡視し、その改善策について確認し、各部署とともに再発防止に努める。

(5) 年2回の法定研修に加え、安全・感染に関する情報を提供する。感染においては、特に多剤耐性菌への対策、手指衛生の推進及び個人防護具、利用者周辺環境清掃に向けた教育・研修に取り組み、職員の知識及び意識の向上を図る。

(6) 医療安全管理室は、ノンテクニカルスキル、医療安全の為のレジリエンスについて学び対策の立案に役立てる。

(管理部)

(1) 管理課及び医事課

①人事、人材管理

(ア) 時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。

(イ) 退職理由の分析をし、人財の離職率低減に努める。

(ウ) e-ラーニングやオンライン研修に参加し人材育成を図る。

(エ) SNS を利用した採用活動のプロジェクト計画を立案する。

②経理業務

(ア) 適正な予算管理と執行を行う。

(イ) 健全なセンター経営のため、経費削減と収入を管理する。

(ウ) 生活介護事業の開設に向けた収支計画の作成をする。

③福祉、医療請求業務

(ア) 障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。

(イ) 診療報酬改定により、2024年度施行されるデータ提出加算の算定基準に

対応する。

(ウ) 診療費について、個別指導に備え、全ての算定基準を見直し、改善を行う。

④施設管理

(ア) 安心・安全のため、定期的な施設設備の点検と迅速な修繕を実施する。

(イ) 狭隘化する施設を有効に活用する事が限界となっている為、別館の再整備計画を策定する。

(ウ) 補助金を利用し、施設の修繕や整備を計画し実施する。

⑤物品管理

(ア) 老朽化する医療機器を予算に基づき計画的な購入を行う。

(イ) 固定資産の棚卸を行い、管理の体制を整える。

(ウ) 業務効率向上につながる ICT 導入の提案

(2) 保育室ひかり

①保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。

②保育室内及び保育室外周部の危険個所を確認・改善する事で、園児の安全の確保に努める。

③月間・年間指導計画の PDCA を行うことで、自らの保育を振り返り毎日の実践に活かす。

④横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。

⑤卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。

⑥園見学、一時保育事業を行い、次年度の入所児童の確保や地域の家庭支援につなげる。

(3) 病児保育室あさひ

①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう、より良い保育を提供する。

②自己研鑽に励み、保育の質の向上に努める。

③セーフティーネット機能を持つ重要な子育て支援施設としての役割を担う

④利用者が必要な時に利用できるように感染予防対策を徹底し、広く受け入れを行う

⑤保育施設等にパンフレットを配布し登録者を確保する。

⑥当センターの職員が安心して働けるよう、職員の子どもの預かりに柔軟に対応する

IV 地域療育センターあおば運営事業

1 全体目標

3 年が経過する新型コロナウイルス感染症禍の中で、引き続き感染防止策を徹底して利用児・職員の健康と安全を守り、利用児ニーズに応えていけるようサービス供給体制を整えるとともに経営基盤の安定化を図る。

また、3 か年の第 2 次経営計画の初年度として、職員一丸となり持てる力を発揮し新たな地域療育センターの礎となるように計画に着手する。特に、横浜市の 2023 年度予算案に基づき、初期支援の強化として新たな外部拠点作りと巡回型実施施設等の準備に取り組む。

2 運営事業の指針

- (1) 新型コロナ感染症の感染防止策を徹底して、利用児・職員の健康と安全を確保して、最大限にサービスを提供する。
- (2) 利用児一人ひとりのニーズに応えていけるよう、職員一人ひとりが常に「利用児ファースト」の意識を持つ。
- (3) 初期支援及び相談支援の強化に向けて横断的に全部門を挙げて取り組む。
- (4) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの権利擁護」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (5) 他の地域療育センターや関係機関への職員派遣研修、交換研修など積極的な人材育成の実施に向けて人材育成計画を策定する。

3 数値目標

部門名	事業名	2023 年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療	40.6 名/日※1（52 名/日）
通園課	福祉型児童発達支援	41.4 名/日※2（45 名/日）
	医療型児童発達支援	15.5 名/日※2（18 名/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	10.5 名/日（11 名/日）
相談課	障害児相談支援事業	220 名※3（250 名）
	保育所等訪問支援事業	60 名（60 名）

※1 2022 年度上半期実績に基づき、診療件数の上昇（約 1.2 倍）を見込んだ予算設定数値とした

※2 例年日々定員を目標としていたが、2023 年度より登園実数（予算設定数値）とした

※3 適切な計画相談実施のため業務を見直し、数値目標を設定した

4 各課の主要事業計画

（診療課）

- (1) 医療職としての高い専門性を持ち、常に向上心を掲げ、知識や技術の修得に怠ることなく取り組む。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を徹底しつつ、各職員が利用児ファーストを念頭に、一日無駄なく稼働する意識を持ち業務遂行にあたる。
- (3) 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を強化する。
- (4) 療育分野の専門性・特殊性を踏まえた、人材育成（個々の職員の職能向上）を行う。
- (5) 他部門・他職種との連携を密にし、センターが提供するサービスの充実を目指す。

(通園課)

(1) 年間療育日数：211 日(前年度：208 日)

(2) 利用児数 ※()は前年度

福祉型児童発達支援	84 名(86 名)
医療型児童発達支援	23 名(29 名)
合計	107 名(115 名)

(3) クラス数 ※()は前年度

福祉型児童発達支援	12 クラス(13 クラス)
医療型児童発達支援	3 クラス(3 クラス)
合計	15 クラス(16 クラス)

(4) 療育体制 単位：名

合計	クラス別	月	火	水	木	金	
医療型 全3クラス	医療型	6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
週5日 全3クラス	週5	6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
週3日 全3クラス 週2日 全5クラス 週1日 全1クラス	週3	7		7		7	
	週2		7		7		
	週3	7		7		7	
	週2		7		7		
	週3	7		7		7	
	週2		6		6		
	週2	6				6	
	週2		7		7		
	週1			7			
	日々合計	63	63	64	63	63	
						日々平均	63.2

- ①本年度も高頻度の療育のニーズが一定数あり、福祉型は週 5 日クラスを 3 つ、週 3 日クラスを 3 つ開設する。低頻度の療育についてはニーズが様々で、できる限り多くの児童に

利用してもらうため、日々定員 63 名の設定の中で、週 2 日クラスを 5 つ、週 1 日クラスを 1 つ設定する。両親のフルタイム就労世帯の増加や、民間の児童発達支援事業所の並行利用の増加など、利用児の状況の変化に応じて通園のあり方を検討しながら運営する。

②医療型は 3 クラスとし、いずれのクラスも児童の状態で登園頻度を週 1 日～週 5 日で組み合わせ、1 日の登園人数を 1 クラス 6 名と設定する。

③週 2 日クラスを希望とする児童が増加したため 3 クラス増やし、週 1 日クラスは 3 クラス減らした。日々定員 63 名に変更は無いものの、前年度より利用児数は 8 名減となる。

④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。

⑤卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。

⑥他職種による集団場面の評価機会を通して、アドバイスを受ける。

(5) 人材育成

①プログラムを整理して、企画・実践・振り返りを検証する場を設定する。

②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。

③終礼を設定して、その日の振り返り、他クラスの情報共有をタイムリーに行う。

④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

(こども支援室)

(1) 年間療育日数：173 日(前年度：162 日)

開催時期を 2 週間程度繰り上げたことにより、前年度より 11 日増加とする。

(2) 対象児童

3～5 歳児の自閉症スペクトラム(ASD)などの発達障害児

(3) 療育体制

1 日 2 時間の短時間集団療育クラスを 1 クラス 6 名で編成し、月曜日から金曜日まで、1 日最大 2 クラスを開催することにより、合計週 8 組のクラスを開設する。その結果、利用児人数は 48 名の想定となった。また、利用児ニーズ増加への対応として、8 クラスのうち、1 クラスは前期のみ、後期のみの 2 部制とした。

(4) 療育内容

①ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。

②児童が所属する幼稚園・保育園等に訪問し対応方法等を共有する。(年 1 回訪問)

③動画やオンラインの活用も図りつつ、保護者勉強会を開催し、発達の理解と対応を深めていく。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

①初回の電話相談等では、的確な聞き取りやニーズ把握に努め、適切な情報提供やサービス利用に繋がる案内を行うとともに、相談者の不安感等の軽減が図れるよう対応する。

②センター利用に向けた事前面談については、初回の電話相談等から 2 週間以内の実施を目指し、利用児の持つニーズ・経過・背景等を丁寧に確認・把握し対応する。また、診療に至らない場合でも支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療

育支援（サービス）へと繋げるほか、利用児が通う幼稚園・保育園等への訪問事業について検討していく。

(2) 計画相談支援

- ① 福祉サービス（通園・こども支援室・保育所等訪問支援）の利用児の障害児支援利用計画書の作成（モニタリングも含めて約 220 名分作成）を円滑に行うとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。
- ② 区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を継続的に図る。

(3) 人材育成

- ① SW全員が出席する受理会議やSW間の個別の相談・調整・指導等のOJTを通じた、利用児・保護者への相談支援対応（相談・受理・支援方針の作成・調整等）の課内共有とレベルアップを継続的に行う。
- ② SWによる個別の支援情報・方針等を「こころのケア相談事業」を担当する外部の専門職（大学教授・精神保健福祉士）と共有しスーパーバイズを受けることで、より相談支援対応のレベルアップを図る。
- ③ 職員の中長期的な育成を視野に入れた年度毎の研修計画に基づく研修受講を促進するとともに、伝達研修等を通じて課内への成果物の周知・共有化を図り、課全体のレベルアップに繋げる。

(4) 各種事業

事業名	内容	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園	約 130 園の内、約 90 園の訪問
学校支援事業	区内公立小学校	約 30 校の内延べ 50 回の訪問（研修含）
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校	約 60 か所への訪問
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年 2 回の実施
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年約 15 回程度の実施
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール、おもちゃの広場、すてっぷ	年 12 回の実施

(5) 相談支援・初期支援（外来グループ含む）の強化

横浜市の 2022～2025 年度中期計画では、地域療育センターによる初期支援及び保育所等訪問支援の拡充が施策方針に盛り込まれている。横浜市の 2023 年度予算には、地域療育センターあおばでの、2024 年度からの初期支援事業拡充に向けた準備経費が計上されており、これらの状況を踏まえ体制強化を行う。

事業名	内容	回数
ひろば事業（みんなであそぼ）	地域に出かけての相談支援	月 1-2 回
ひろば事業（あおばであそぼ）	療育センター利用前の相談支援	年 10 回（土曜診療日に実施）
ひろば事業（はろお!）	相談開始後の一次支援・評価グループ	週 4-8 回程度（*調整中）
年長児就学支援グループ（みーと）	年度後半利用の年長児への療育支援	年 4 回程度
知的発達系グループ（たんぼぼ）	診断後の初期療育グループ（2～5 歳児）	2 グループ×3 ヶ月×3 クール
肢体系グループ（いちごグループ）	1 歳児を中心としたグループ	月 1 回×10 ヶ月

(管理課)

(1) 業務効率化と職場環境の整備

- ① 業務の効率化、及び作業スペースの確保等を狙いとし、IT機器導入による情報の共有化を図る。また、個人情報管理、情報共有、ペーパーレス化の観点により電子カルテシステム及び予約システムの導入を検討する。
- ② 既存マニュアルの見直しとともに、地域療育センターで勤務する上で欠かせない、日々の事象を新たにマニュアル化し、働きやすい職場環境を整備する。

(2) 経営管理

- ① 光熱水費や材料費等の価格高騰が経営に与える負担を的確に捉えるとともに、関連部署との連携を密にし、特に財務状況については常に最適化となり得るよう、日々の分析と提案を行っていく。
- ② 法令順守を目的とした、適切な契約業務の遂行を行う。

(3) 施設管理

- ① 老朽化が進む施設内の設備に対して、中期的な修繕計画を策定し、各種補助金等の活用検討しながら、可及的速やかに対策を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、及び事故防止対策を目的として、常に清潔で安全な施設を心掛け、安心して気持ち良く利用できる施設整備を行う。

(4) 防災・防犯意識の向上と取組

- ① 日常の危機管理に加え、風水害、地震などの防災対策をし、福祉避難所としての体制強化を行う。
- ② 防災訓練を毎月実施すると共に、結果を防災マニュアルへ反映させる。

V たっちほ도가や 2023 年度事業

1 全体目標

2023 年度も前年同様に、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが難しい中、利用者にとってより良い生活環境、活動を行い利用者本位の施設運営を継続して進める。

入所利用者には、体調が不安定な事や障害の重度化等により、健康管理が中心になる利用者も増えてきている。今後とも体調変化などに対して即時対応ができる職員を増員し、看護職の医療的ケアサポートを行っていく。

生活介護事業では、新規利用者 3 名を受け入れ、一人の利用回数増や新規の受け入れ増を行い、日々の定員（20 人）利用を行っていく。また、相談部門では「総合相談支援センター」開設に向け協働を継続し、短期利用者、計画相談利用者のより良い在宅生活の支援を行っていく。

いずみの課では、通所に新たに 3 名の受け入れを行う。放デイについては出来るだけ利用定員になるように欠員が生じないように勧めていく。以前より計画している移転拡充については、近隣及び市内での可能な範囲の中で候補地を検討できるようにしていく。

以上の他、前年からも上がっている施設内診療所設置について及びたっちほ도가や本体の近隣で生活介護事業可能な用地の検討も進めていく。

2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりとの意思疎通の向上
- (2) 利用者一人一人の幸福度の追求
- (3) 日中活動・外出支援の充実（コロナ過であっても可能性を見出す）
- (4) 年々高齢化や重度化に対応する利用者の支援
- (5) 人生のラストステージの支援（看取りの実施）
- (6) 看護体制の強化
- (7) 在宅児者を介護する家族支援の充実（相談活動の充実）
- (8) 収支状況の改善（節約・合理化）
- (9) 労働環境の改善継続（働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大実施）
- (10) いずみの課の移転検討
- (11) 診療所開設の検討

3 数値目標

事業名	2023 年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2 人（41.2 人/日）
短期入所事業	7.8 人（7.8 人/日）
生活介護事業	23.5 人（23.5 人/日）
たっちいずみの課 生活介護事業	19.6 人（18.6 人/日）
たっちいずみの課 放課後等デイサービス事業	3.9 人（3.9 人/日）

4 各課の主要事業計画

(入所支援課)

(1) 利用者の高齢化・重度化への対応

- ①医療的ケア対応ができる生活支援員を更に増やす。
- ②利用者の状態に応じた居室の見直し。

(2) コロナ過における社会参加の仕方

- ①感染状況を考慮して、外出場所や時間を調整する。
- ②感染状況を考慮して、ボランティアさんなどとの地域交流方法を模索する。
- ③外部通所に関しては基本的には廃止し、家族からの要望や本人の精神的安定につながるような場合は検討する。

(3) 家族とのつながり

- ①感染状況を踏まえて、面会の実施。
- ②定期的に本人の様子が見えるようなお知らせを発行する。

(4) 感染状況に合わせた行事の実施

- ①入所全体行事は年2回とし、感染時期でも対応できるような実施内容を企画する。
- ②ユニット行事内容を工夫していく。
- ③感染状況に合わせて、短期入所の受け入れ方法や待期期間を検討する。

(5) 日中活動支援

- ①感染状況に応じて、その時に適した活動を実施する。
- ②コロナ過においては、個別活動やユニット活動、調理活動等が中心になるが、ボランティアさん等の地域とのつながりが途切れないような関係継続を保ちながら、再開時にスムーズに受け入れ可能となるよう準備を進めていく。

(6) 職員のスキルアップ

- ①職員一人ひとりが共有すべき情報を理解し、発信できる能力を身に付ける事ができるような研修を行う。
- ③ 医療的ケアが対応できるように研修に積極的に参加する。

(通所・在宅支援課)

(1) 生活介護事業

2023 年度も継続して徹底した感染防止対策を行っていきながら、With コロナ時代の新しい運営スタイルを確立していく。

コロナ禍で出来ていなかった外出やイベント等を工夫しながら行い、利用者の楽しみや家族のニーズに焦点を当てた「楽しい場所」を提供していく。また、一人ひとりの個別の課題や将来へ向けての準備を、各関係機関と連携しながらフォローしていく。

(2) 短期入所事業

長期入所利用者とユニットを共にする短期入所事業としては、全室個室の環境をメリットと捉え、状況に応じた柔軟な対応を実施していく。

地域の感染状況を正確に捉え、感染対策と本人・家族のニーズが共に共有できるようにその時に見合った連絡・調整を行う。

(3) 指定特定相談支援事業

本人やご家族が安心した生活が送れるよう各関係機関と連携していく。
新たに地域の利用者の受け入れを行っていく。

(4) 人材育成

チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定して、チーム(集団)としても成長していく。また、職員同士で意見を出し合う機会を設け、情報共有することで結束力を強めていく。
担当業務を強化し、生活支援員としての知識や技術の向上を図る。研修への参加。

(5) 働きやすい環境づくり

役割分担を明確にして、業務時間内で収まるように工夫し、残業を減らしていく。
休暇の取りやすい環境作りや意識改革を行っていく。

(たっちいずみの課)

(1) 利用者、利用者家族に寄り添った支援

利用者が笑顔で楽しめる場を提供するだけでなく、ご家族に寄り添いながら日々の相を聞き、他機関も含め連携を図りながら、安心感を持ち送り出せる場所を作る。
開所当時からのモットーである「出合いを大切に…」「また明日も利用したいと思える場所。」を継続していく。

(2) 活動内容及びサービスの向上

今まで取り組んできたものだけが続けていくのではなく、その時々に合わせてとともに新たなものを考え進化を図る。

(3) 職員一人ひとりが余裕を持ち、生き生きと働ける環境作り

休暇や事務的な仕事を計画的に取り組める環境作り。職員1人ひとりが利用者の希望実現するためにはどのような支援が出来るか、職員共に考え日々充実感を持って働ける環境作り。
生活介護事業と放課後等デイサービス事業の担当職員の業務分担を整理する事で、各事業の専門性を向上させていく。

(看護課)

(1) 看護師の連携体制の整備

感染対応・利用者の健康面のフォローについて、看護師間で情報共有し、連携を強めていく。
感染症に対する対応について、変化の起きる年となるため、各部署で対応がスムーズに行えるよう、看護師間・医療機関・嘱託医と連携し、常時対策の再検討を行う。

(2) 入所

- ①医療ケアを安全に行う事が出来るよう、生活支援員の指導・手技確認・必要性理解のためのサポートを行う。
- ②利用者の生活・医療を生活支援員と一緒に考え支えられるように、主治医・施設間・ご家

族とカンファレンスや話し合いを実施していく。

(3) 短期入所

医療ケアを安全に行う事が出来るよう情報共有の体制を整える。

(4) 通所

利用者が安心して過ごせるよう生活支援員と連携しケアを行う。

(5) 職員育成

感染や急変時の意スムーズな対応ができるように、引き続き情報共有を行う。

利用者の健康ステージ、障害特性を考えた支援へのアドバイスを行い、生活の質の向上と健康維持の調和のとれた支援が提供できるように、一緒に検討していく。

(管理課)

収支状況进行分析し、経営改善に向けた検討を行う。

(1) 予算及び執行の管理

- ①適切な予算作成と計画的な執行を行う。
- ②助成金や補助金を積極的に活用する。

(2) 建物・設備管理

経年劣化による建物修繕及び設備更新について、引き続き必要な費用を積算する。

(3) 労働環境整備

- ①定期的な施設設備の点検と迅速で合理的な修繕を実施する。
- ②腰痛による離職を防ぐため、リフター導入をすすめる。
- ③時間外労働及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

(4) 防災・防犯対策

- ①防災計画を再度見直す。
- ②福祉避難所設置・開所運営訓練を実施する。

(5) 給食提供

- ①利用者が高齢化・重度化している為、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面について聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。
- ②給食では実現困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせたものにつなげる。(入所利用者)
- ③給食業者が変更になり1年が経過したが、定期的な給食会議を行う中で、利用者の状況の共有を行いながら、給食提供を行う。